

○名寄市保健医療福祉推進協議会規則

平成18年3月27日規則第118号

改正

平成22年3月31日規則第20号

平成22年11月12日規則第44号

平成29年12月25日規則第44号

令和2年3月31日規則第28号

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

(1) 児童部会

(2) 障がい者部会

(3) 高齢者部会

(4) 保健医療部会

2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の手続を経た者等のうちから市長が委嘱する。

3 各部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。

4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。

5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年名寄市条例第43号)を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第20号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月12日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月25日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第28号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。